様式第２号（要綱第３条、第５条関係）

支援業務の実施に関する計画

|  |
| --- |
| 【一　組織、人員および運営に関する事項】 |
| 【二　支援業務の概要および実施の方法に関する事項】（住宅確保要配慮者からの対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価および提供の条件に関する事項を含む） |

備考）記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること

　法第61項第1項の規定による変更の認可申請の場合は、新たに行う業務に係るものに限る

様式第２号（要綱第３条、第５条関係）

|  |
| --- |
| 【三　地方公共団体との連携、他の居住支援の関係者（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、福祉に関する活動を行う者　）との連携に関する事項】 |
| 【四　支援業務に係る人材の確保および資質の向上に関する事項】 |

備考）記載欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること

　法第61項第1項の規定による変更の認可申請の場合は、新たに行う業務に係るものに限る

様式第２号　別紙（要綱第３条、第５条関係）

支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住宅確保要配慮者 | 支援業務の対象とする者の範囲 |
| 法令において定められた者 | □ 低額所得者 |  |
| * 被災者（災害から３年以内）
 |  |
| □ 高齢者 | 高齢者の年齢　　　（　　）歳以上 |
| □ 身体障害者 |  |
| □ 知的障害者 |  |
| □ 精神障害者（発達障害者を含む。） |  |
| □ 上記以外の障害者 |  |
| □ 子育てをする者（ひとり親を除く） | 最年長の子供の年齢（　　）歳以下最年少の子供の年齢（　　）歳以上 |
| □ 子育てをする者（ひとり親） | 最年長の子供の年齢（　　）歳以下最年少の子供の年齢（　　）歳以上 |
| □ 外国人 |  |
| □ 中国残留邦人等 |  |
| □ 児童虐待を受けた者 |  |
| □ ハンセン病療養所入所者等 |  |
| □ DV被害者 |  |
| □ 帰国被害者等 |  |
| □ 犯罪被害者等 |  |
| □ 保護観察対象者 |  |
| □ 刑の執行等のための矯正施設に収容されていたもの |  |
| □困難な問題を抱える女性 |  |
| □ 生活困窮者 |  |
| □ 国土交通大臣が指定する災害の被災者 |  |
| 都道府県または市区町村の供給促進計画において定められた者 | □ |  |
| □ |  |
| □ |  |
| □ |  |
| □ |  |